

令和元年度 民間保育施設入所児童助成金申請のお手続きについて

習志野市では、市内及び千葉市・船橋市・八千代市（一部）の民間保育施設（認可外保育施設）に入所中の児童の保護者に対し、助成金を交付する制度を実施しております。

1 助成対象となる施設

- ◆市内の認可外保育施設
 - ◆千葉市、船橋市、八千代市に設置されている認可外保育施設のうち、基準日（助成対象年度の前年度4月1日）時点で下記①、②を満たしている施設。
 - ①児童福祉法第59条の2第1項の規定により千葉県へ届出されている施設
 - ②認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設
- ※令和元年度においては、証明書の交付を確認する基準日を平成30年4月1日としております。
※新規開設施設については上記の基準日とは異なり、開設日と証明書の交付日によって令和元年度に助成金の対象となるかを決定します。
※対象施設の詳細については、こども保育課までお問い合わせください。

2 助成対象となる方

- ◆児童及び保護者について、習志野市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている。
- ◆入所児童について、対象の民間保育施設（認可外保育施設）との月極契約により、1日4時間以上かつ月16日（週4日）以上、入所させている。
- ◆入所児童及び保護者が生活する世帯について、習志野市の保育の必要性の認定基準を満たしている。（月64時間以上の就労等、保育にあたれない要件があること※下記参照）

認定基準

- 就労（月64時間以上の就労が必須）
※育児休業から復帰される方は、下記を参考にしてください
月の1～10日までに復帰する場合：前月分より助成対象
月の11～31日に復帰する場合：当月分より助成対象
- 出産の前後
- 疾病又は障がい
- 同居親族の介護・看護
- 被災家庭
- 求職中（最大2か月）
- 就学
- 育児休業（継続利用） ※上のお子様の発達上環境を変えることが好ましくないことから、下のお子様の育児休業を取得する前から入所しており、育児休業を取得した後も継続して通う場合のみの対象となります。

※一時保育での利用は、助成対象となりません。

※保護者が求職活動をする場合は、2か月間に限り助成対象とします。申請の際には、日々の求職活動の内容を書面で記録したものを提出していただきますので、あらかじめ記録をしておいてください。



◆◆令和元年10月より制度内容が変更します◆◆

令和元年10月より国の幼児教育・保育の無償化の制度が始まるに伴い、10月以降の民間保育施設入所児童助成金の制度の内容が変更となります。※申請月等の変更はございません。
申請方法や詳細については、決まり次第別途お知らせいたします。なお、市ホームページ等でもお知らせいたします。

3 助成金の額

月単位で算定し、民間保育施設（認可外保育施設）に支払った保育料と認可保育所に入所する場合に発生する保育料との差額を助成します。ただし、児童1人につき月額40,000円を限度とします。

- (例1) 民間保育施設（認可外保育施設）の保育料が月80,000円、認可保育所の保育料が50,000円となる方
その月の助成金額＝80,000円－50,000円＝30,000円
- (例2) 民間保育施設（認可外保育施設）の保育料が月80,000円、認可保育所の保育料が30,000円となる方
その月の助成金額＝80,000円－30,000円＝~~50,000円~~⇒40,000円

※認可保育所の保育料は、保護者や同居の祖父母の方の住民税の額に応じて定められています。

4 申請時期と助成対象となる保育料

助成対象となる保育料	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
申請月	7月	10月	1月	3月

※必ず申請月に御申請ください。年度終了後の受付はできませんので、御注意ください。

5 必要書類

<共通で必要となる書類>

必要な書類			
1	共通書類 ☆…年度中、初 回申請時のみ	習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書 ※助成金の申請後、市から助成決定通知書と次回の申請書を送付いたします。	
2		在籍証明書	
3		☆地方税関係情報の取得同意書兼口座振替依頼書	
4		☆マイナンバー確認書類 ※3ページ「個人番号(マイナンバー)確認書類」をご参照ください。	
5	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者分)		
①	就労	会社勤め(被雇用者)	1. 就労証明書
		自営業	1. 就労証明書 2. 自営業の実績確認ができる資料 …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書 等
		内職	・就労証明書
②	出産前後	出産(予定)児の母子手帳 (出産(予定)日の記載があるページの写し)	
③	疾病又は障がい	・診断書 ・障がい者手帳の写し	
④	同居親族の介護・看護	・介護を受ける同居親族の診断書 ・障がい者手帳の写し	
⑤	被災家庭	・罹災証明書等	
⑥	求職活動中	・求職活動報告書	
⑦	就学	1. 在学証明書(学生証等)の写し 2. カリキュラムの写し	
⑧	育児休業	1. 就労証明書 2. 継続利用申込書(育児休業)	

<状況によって必要となる書類>

必要な書類		
6	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)
7	同居世帯に障がい者(児)がいる場合	・障がい者手帳の写し
8	生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書
9	児童の兄姉が私立幼稚園等に通園している場合	・通所(通園)証明書
10	父子家庭・母子家庭の場合	・戸籍謄本 ・離婚受理証明書(後日戸籍謄本の提出が必要)
11	・住民税の未申告等で税額の確認ができない方 ・国内に住み票がなかった方、御家庭等で特別な事情がある方 ※上記に該当しない方や生活保護を受けている世帯は、原則マイナンバーを利用して市民税所得割額を確認するため、提出は不要となります。	・平成30年度市区町村民税(非)課税証明書 (4月申請分～8月申請分) ※平成30年1月1日時点で習志野市外に在住 ・平成31年度市区町村民税(非)課税証明書 (9月申請分～3月申請分) ※平成31年1月1日時点で習志野市外に在住

【個人番号（マイナンバー）確認書類】

下記の確認書類(①及び②)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。

①個人番号確認書類 ※正しいマイナンバーであることの確認	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・個人番号の通知カード ・個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※個人番号カードを持参される場合は、「②身元確認書類」は省略できます。	
②身元確認書類(AもしくはB) ※マイナンバーの正しい持ち主であることの確認	
【A.顔写真付き身分証明書(以下の書類から1点)】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの 	【B.身分証明書(以下の書類から2点)】 <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・その他の官公署等からの発行書類で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

6 申請手続きについて

各申請時期に、申請書等の必要書類(「5 必要書類」を御参照ください。)を添えて、こども保育課に提出してください。申請方法は、こども保育課の窓口を持参、もしくは郵送となります。

なお、郵送で御申請される場合は、下記の留意点を御参照ください。

【郵送の際の留意点】

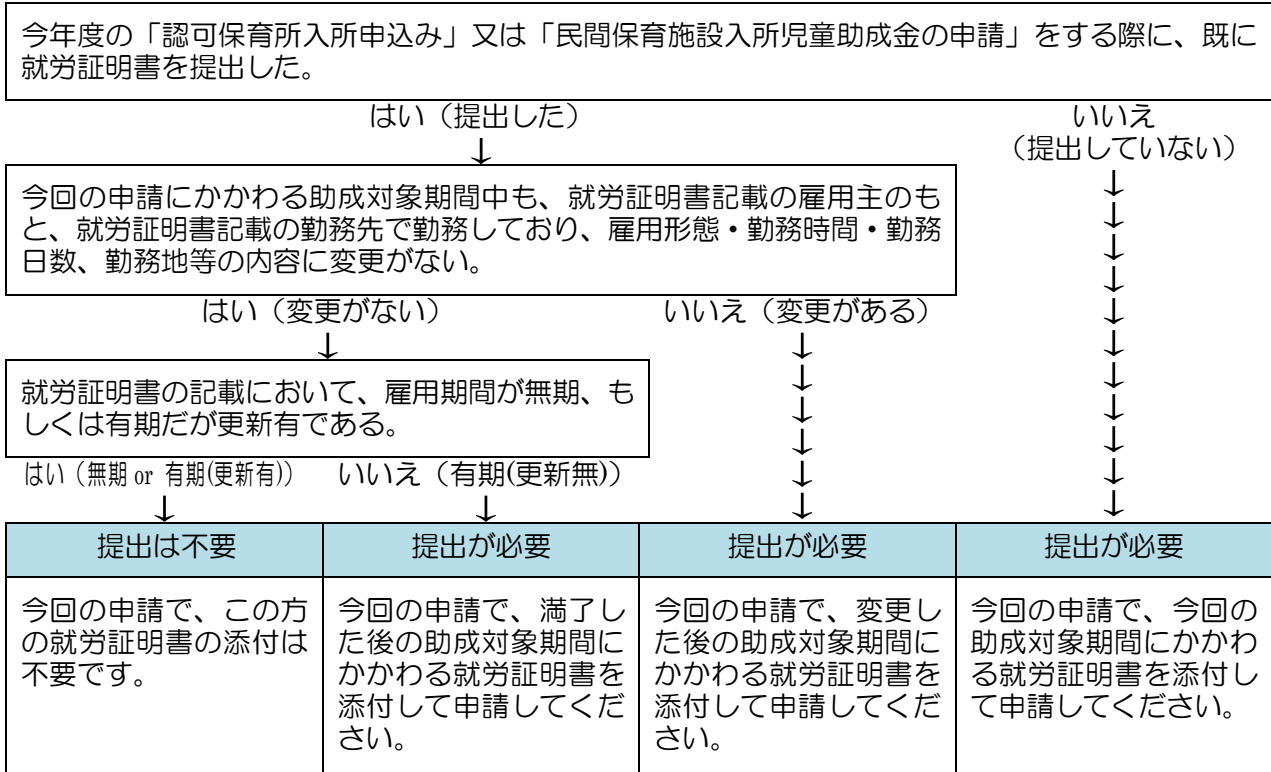
申請書にマイナンバーを記入して郵送する際は、**必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。**ただし、マイナンバーを未記入で郵送する場合は、マイナンバー確認書類は不要となり、普通郵便でお送りいただけます。その際は、**申請書の余白に「マイナンバー確認了承済」と一言添えてお送りください。**

7. その他（就労証明書等の添付書類について）

就労証明書について、今年度の「認可保育所等入所申込み」又は「民間保育施設入所児童助成金の申請」において既に提出済みで、一定の条件に当てはまる方は、同年度内の申請の際、就労証明書の添付を省略することができます。（詳しくは、下記のチェック表で確認してください。）

就労証明書の添付を省略できるかどうかのチェック表

申請にあたり、保護者の方それぞれについて確認してください。



※育児休業から復帰のため、または就職の内定を得ていたために認可保育所入所申込をしている方で、就労を開始した後の就労証明書を提出していない方は、助成金の申請にあたり、就労証明書の提出が必要となります。

※今年度の「認可保育所等入所申込み」又は「民間保育施設入所児童助成金の申請」において自営業、疾病で申請をされている方で、「確定申告書(写)」や「診断書」等を既に提出済み、かつ、その内容に変更のない場合は、提出不要です。

問い合わせ：習志野市役所 こども保育課 電話 047-453-5511